

令和 6 年度ねりま協働ラボ事業運営業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和 6 年度ねりま協働ラボ事業運営業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

令和 6 年度ねりま協働ラボ事業運営業務委託

(2) 履行期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所

練馬区役所本庁舎（練馬区豊玉北 6-12-1）および練馬区（以下「区」という。）が指定する場所

(4) 業務内容

仕様書（別紙 1）のとおり

(5) 概算経費

1,577,000円（税込）

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格事項

3-1 参加資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 過去に本件と類似の業務実績を有すること。

3-2 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）

による入札参加除外措置期間中である者

- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年4月22日（月）
質問受付期間	令和6年4月22日（月）～令和6年5月17日（金） 午後5時
質問回答日	令和6年5月24日（金）
参加表明書提出締切日	令和6年5月31日（金）午後5時
企画提案書等提出締切日	令和6年6月7日（金）午後5時
参加辞退届提出締切日	令和6年6月7日（金）午後5時
第一次審査 結果通知	令和6年6月20日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月4日（木）
第二次審査 結果通知	令和6年7月9日（火）

4-2 参加表明書の提出

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年4月22日（月）から令和6年5月31日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：電子メール
※参加表明書を受理した場合、着信確認メールを送信します。
確認メールが届かない場合は、電話にてご連絡ください。
- (3) 送付先メールアドレス：KYODOSUIISHIN03@city.nerima.tokyo.jp

4-3 質問および回答

募集に係る質問は、質問票（様式2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間：令和6年4月22日（月）から令和6年5月17日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法：電子メールにより質問票（様式2）を提出すること。
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (3) 回答方法：令和6年5月24日（金）から、区ホームページに公表する。

4-4 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。なお、提出後の差し替えおよび再提出は認めない。

- (1) 受付期間：令和6年4月22日(月)から令和6年6月7日(金)午後5時まで
※受付時間は平日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法：事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること（郵送不可）
- (3) 提出場所：練馬区役所本庁舎9階 地域文化部協働推進課協働事業担当係
- (4) 提出書類

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	参加表明書（様式1）	正本1部
	企画提案書（様式自由） ※「4-5 企画提案書に記載すべき事項」のとおり。	正本1部＋ 副本6部
	業務実績報告書（様式3）	
	業務責任者実績報告書（様式4）	
	本業務の人員体制（様式自由） ※各担当者の経歴年数や実績件数、保有資格等を記載すること。	
	令和6年度分の見積書（様式自由）	
法人の資格に関する書類	会社概要（様式5）	正本1部
	直近の決算に係る財務諸表	
	法人税、法人事業税、消費税の納付を証明する書類（納税証明書の写し）	
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類（該当者のみ）	

※ 備考

- ① 事業提案に関する書類と法人の資格に関する書類に分けて綴り、それぞれ表紙につきの記載をしたうえで提出すること。
「事業提案に関する書類」（事業者名）
「法人の資格に関する書類」（事業者名）
- ② 提出書類はA4両面印刷とし、文字サイズは11ポイントを標準として記入すること。A3用紙を使用する場合は折り返して綴じ込み、広げられるようにすること。
- ③ 事業提案に関する書類には目次、インデックスを付け、ページを付与したうえで綴ること（表紙および目次にはページ番号不要）。

4-5 企画提案書に記載すべき事項

- (1) 実施内容の具体性、実現性

仕様書の内容を踏まえ、下記のそれぞれの業務について実施方法や考え方を具体的に提案すること。

- ア 申込み団体との個別相談
- イ 採択事業の伴走支援
- (2) 実施体制
 - 本業務の責任者、人員体制、各役割、連絡体制、業務の進捗管理、再委託の内容（再委託する場合）等を示すこと。
- (3) 区民雇用の促進、区内事業者の活用
 - 以下の項目について、スタッフ、アルバイト等の区民雇用の促進、物品購入等の区内事業者の活用等、予定していること、対応可能なことを記載すること。
 - ア 区民雇用の促進
 - イ 再委託する場合の区内事業者の活用
 - ウ 物品の区内事業者からの調達
- (4) その他
 - 仕様書に記載のない内容で、ねりま協働ラボ事業の発展・向上につながる提案があれば記載すること。

4-6 参加の辞退

参加表明者または提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は令和6年6月7日(金)午後5時に参加辞退届(様式6)を提出すること。提出先は「4-2 参加表明届」と同じ。

4-7 審査方法

- (1) 第一次審査
 - 参加資格を満たす者について、提出された提案書等を別表第1に基づき書類審査を行う。合計点の高い3者程度の事業者（以下「第一次審査合格者」という。）を決定し、令和6年6月20日(木)までに提案書等を提出した者全員に書面で通知する。
- (2) 第二次審査
 - 第一次審査合格者について、提案書等の内容を別表第2に基づき審査し、区の求める水準以上の提案を行った者の中から、第二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。
 - ア 第二次審査実施日：令和6年7月4日(木)
 - イ 実施場所：練馬区役所内
 - ウ 選考方法：プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。
 - 選考時間は1事業者あたり30分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリングはプレゼンテーション終了後の残り時間）とする。
 - ※ プロジェクターおよびスクリーンの使用を希望する場合は、事前に申し出ること。
 - エ 出席人数：本業務を受託した際の責任者を含む2名以内とする。
 - オ 審査結果の通知：令和6年7月9日(火)までに書面で通知する。

5 受託候補者との協議等

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、受託候補が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第2条第2項に規定する公文書であり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、事業提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された事業提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問い合わせ（書類提出）先

練馬区 地域文化部 協働推進課 協働事業担当係 亀山、上原
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎9階
電話 03-5984-1614（平日午前9時～午後5時）
ファックス 03-3557-1351
メールアドレス KYODOSUISHIN03@city.nerima.tokyo.jp

別表第 1

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安定性
業務実績	官公庁との類似案件の過去実績等
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性 (2) 配置要員の知識・経験等の妥当性
見積価格	見積価格の妥当性
区民雇用の促進	(1) 区民雇用の促進 (2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する

別表第 2

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安定性
業務実績	官公庁との類似案件の過去実績等
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性 (2) 配置要員の知識・経験等の妥当性
受託への意欲・熱意	事業の発展・向上につながる創意工夫・独創性
提案内容	(1) 委託目的との整合性 (2) 業務内容の理解度 (3) 提案内容の具体性、実現性
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力
担当者評価	業務責任者の知識、経験、実績
区民雇用の促進	(1) 区民雇用の促進 (2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する